

## 5. イギリス

### (1) 教育制度

イギリスは、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドという 4 地域からなる連合王国であり、それぞれが独自の教育制度を持っているが、ここではイングランドについて説明する。

学校制度は、初等学校 6 年（5～11 歳）、中等学校 7 年（11～18 歳）を基本としている。中等学校については、義務教育段階の 5 年間と義務教育後の 2 年間（シックスフォーム sixth form）に分けられる。現在、中等学校のほとんどは能力混合の総合制中等学校であるが、選抜制のグラマースクールや非選抜制のモダンスクールが残っている地域もある。また地域によっては、ファーストスクール（5 歳～8, 9, 10 歳）、ミドルスクール（8～12 歳, 9～13 歳, 10～14 歳）およびアップースクールに分けられている。これら公費により維持運営されている公立・公営学校の他に、わが国でいうところの私立学校である独立学校（independent school）があるが、その形態は多様である。プレ・プレパラトリースクール（～8 歳）、プレパラトリースクール（8～11 もしくは 13 歳）、パブリックスクール（11 もしくは 13～18 歳）が代表的である。

義務教育後の中等教育については、大学など高等教育機関への進学を目指すものためのシックスフォーム課程（独立している場合はシックスフォーム・カレッジという）に進む場合の他、職業教育を提供する継続教育カレッジ、シックスフォームと継続教育カレッジの双方の性格を備える機関としてのターシャリー・カレッジ（高等専門学校）や成人教育機関であるコミュニティー・カレッジ（成人教育学校）に進む場合がある。

シックスフォームに進学するためには、学校外部の試験団体（学外試験委員会）による中等教育修了一般資格（GCSE）試験において一定の成績を取めていることが要件とされるのが一般的である。継続教育カレッジに進学する場合の資格要件はない。

中央の教育行政については、2007 年に、それまでの教育技能省から初等中等教育を中心とする「子ども・学校・家庭省」と高等教育・研究開発・技能訓練を中心とする「研究・大学・技能省」に再編された。義務教育段階の国の教育課程の基準（ナショナル・カリキュラム）は、もともと 1988 年教育改革法により創設されたが、現行では 1996 年教育法の定める教育目標を達成するために、中央政府機関である子ども・学校・家庭省により策定されている。同法により、地方当局（地方公共団体）、学校理事会（学校の裁量権拡大策により各公立・公営学校に設置されている学校運営管理機関）、校長も、その目標達成に努めなければならないとされている。ナショナル・カリキュラムは、基本的に公立・公営学校を対象としている。実際のカリキュラム開発は、政府からの付託を受けた独立の行政機関である「資格・カリキュラム機構（QCA）」—現在、資格・カリキュラム開発機関（QCDA）へ移行中—が行っている。ナショナル・カリキュラムは、現在は、12 の必修教科（初等学校は 10 教科）で構成されており、それぞれ、その教科についての習熟の程度を表す到達目標と到達目標にそった指導内容を表す学習プログラムが示されているが、学習プログラムは、具体的な教授方法などは示すことのない大綱的なものである。またナショナル・カリキュラムは、各教科の配当時間等も示していない。

## Ⅱ. 教科書制度と教育事情

地方当局は、かつてのように学校を直接管理する役割がないなど、その役割・権限は相対的に弱まっている。このように国の権限が強化されたと同時に、各学校の裁量権が拡大した。教育課程については、国の基準をもとに、各学校の学校理事会が教育課程の編成をする権限を持っている。学校理事会は親代表、地方当局代表、教職員代表、地域代表、後援理事、校長で構成されている。2008年からは、中等学校に導入された新しいナショナル・カリキュラムにより教師が工夫できる自由はさらに拡大した。

ナショナル・カリキュラムは、キーステージ 1 (5～7 歳)、キーステージ 2 (7～11 歳)、キーステージ 3 (11～14 歳)、キーステージ 4 (14～16 歳) という複数学年にまたがる 4 つのキーステージ (KS) 段階に分けられているが、そのうち中核教科 (英語, 数学, 理科) については、各キーステージ段階の最終学年, すなわち 7 歳, 11 歳, 14 歳時に全国テスト (SAT あるいはナショナル・カリキュラムテストと呼ばれる) が実施され, 各児童生徒はナショナル・カリキュラムに示される到達レベル (レベル 1～8 および例外レベル) にもとづいて評価を受ける。児童・生徒の標準の到達レベルは, 7 歳でレベル 2, 11 歳でレベル 4, 14 歳でレベル 5, 6 が期待されている。全国テストとともに教員による評価も行われ, 双方の結果についての, 全国平均, 地方の平均, 学校別の平均が公表されている。なお, 2009 年度からは, 14 歳時の全国テスト実施は義務でなくなる。

義務教育の最終段階である 16 歳時には, ナショナル・カリキュラムの全国テストは行われず, 児童生徒は中等教育修了一般資格試験 (General Certificate of Secondary Education: GCSE 試験) や職業資格試験など外部の試験団体による教科ごとの資格試験を受ける。したがって, キーステージ 4 (14～16 歳の段階) の授業では, これらの外部試験に対応した科目の学習が中心となる。そもそもイギリスでは, 各学校段階で課程修了者に対して, 修了証もしくは卒業証書を出すという制度はなく, 中等学校では, 生徒は, このような学校外部の試験団体による試験を科目ごとに受験し資格 (A1～G8 段階の評定評価: G に達しない場合は不合格) を取得するのである。

大学入学のためには, シックスフォーム在学時 (17, 18 歳時) に受ける, 外部の試験団体による一般教育資格上級レベル試験 (General Certificate of Education-Advanced level: GCE・A レベル試験) 一ももとは 16 歳時に受ける一般教育資格普通レベル試験 [GCE・O レベル試験] と 18 歳時に受ける GCE・A レベル試験に分かれていたものが, GCE・O レベル試験は前述の GCSE 試験に統合され, GCE・A レベル試験のみが残ったのでこのように呼ぶ) で, 各大学により定められた科目に合格 (通常 3 科目程度: 評定評価は A～E までの 5 段階が合格であるが大学によっては上位の評定評価を要求する) することが要件となっている。大学入試選抜は, GCE・A レベル試験の各科目の結果, 願書による書類選考, さらに大学によっては面接試験により行われる。シックスフォームでは, GCE・A レベル試験に対応した科目の履修が中心となる。1 年目には, 前期上級レベル (AS) を 5 科目程度履修し, 2 年目には A2 レベルを希望専攻に合わせ 3 科目程度履修する。なお GCE・A レベル試験には, 職業準備としての応用 A レベル科目も用意されており, 就職準備だけでなく大学入学資格要件としても活用できる。

なお, 理数教科については, 義務教育段階 (5～16 歳) では, すべて必修である。初等学校段階では, 全科担任制であるが, 中等学校では, 教科担任制となっている。後期中等学校段階であるシックスフォーム (17, 18 歳時) では, 必修教科は, 宗教教育のみであり,

## II. 教科書制度と教育事情

理数教科を履修する必要はない。GCE・A レベル試験で理数教科を受験するのは、理系の大学に進学を希望する学生が多く、心理学、経済学を希望する以外の文系の学生が受験することは多くない。

### (2) 義務教育段階の教科書

#### 1) 教科書の法的位置づけ

教科書は、自由発行であり、民間会社によって発行されている。1988年教育改革法により創設された教育課程の全国基準（ナショナル・カリキュラム）の導入以降は、それに準拠した教科書がつくられるようになったが、現在においても多様な教科書が発行されている。教員は、必ずしも、ナショナル・カリキュラムに準拠した教科書を使用する必要はない。また、全国初等教育水準向上策により、英語の読み書き能力（リテラシー）および数学力（ヌメラシー）を向上させる学習プログラムが中央政府から出されており、それに準拠した教科書も出版されている。数学、英語以外については、ナショナル・カリキュラムの学習プログラムを教師が実践する手助けとなる学習計画（the schemes of work）が中央政府から示されているが、それに準拠している教科書もある。また、キーステージ 4（14～16歳の段階）やシックスフォーム（17、18歳時）では、GCSE 試験や GCE・A レベル試験のために学校外部の試験団体が科目ごとに出している試験詳述書（specification）に示される内容に準拠した教科書が出版されている。

教科書は主たる教材であるが、教科書以外にも、ドリル式のスキルブック、コピー可能な問題練習用ワークシートなど多様な教材が用意されている。科目によっては、ビッグブック（生徒が使うものを、およそ縦 50cm×横 30cm に拡大したもの）が用意されることもある。

教科書によっては、それに対応した教師用指導書が、同じ出版社から出されている。バインダー形式になっていることが多く、年間計画や各回の授業案が提示されているが、我が国のそのように詳細なものとはいえない。

#### 2) 教科書の使われ方

どのような教科書・教材を使うのか、またどのような教育方法を導入するかについては、基本的には各教師に任されている。すなわち、ナショナル・カリキュラムに直接的に準拠していない教科書であっても、ナショナル・カリキュラムの定める到達目標や学習プログラムに沿うかたちの授業が実践されればそれでよい。基本的に教科書を教室外で使用することはない。すなわち児童・生徒が教科書を家に持ち帰って使用することはない。したがって、教科書は教師の指導のもとにおいてのみ使われることが前提となって作られているといえる。

イギリスでは、以前から、教師の専門性という観点により、決められた教材をそのまま使うのではなく、各地域、各学校そして各教室において、それぞれの状況の中で教師が教材に工夫を加えるという文化があったが、作成する出版社側は、教師が簡単にそのまま使えるものを提供することに主眼を置いているようである。例えばそのままコピーをして授業の中で利用可能なワークシートが多数用意されている。

それでも特に中等学校の多くの教科においては、多様な教材がある中で、いわゆる教科書が中心的に使用されて授業が進められることが多い。能力混合の学級が前提である初等

## II. 教科書制度と教育事情

学校においては、英語、数学などでは能力別グループ学習が取り入れられることが多く、授業内で複数の種類の教科書が使用されることもある。教科書が貸与制であり教室に備え付けであることから、教室には以前に購入した教科書も残っており、それらが同時に活用されることもある。また、多様な能力の生徒に対応するために、例えば、同一学年でも、より優秀な（more able）生徒（上位 20%くらい）に対応した教科書や平均以下（less able）の生徒に対応した教科書を作っている出版社もあり、それらが活用されることもある。

能力混合である総合制中等学校においても、科目別能力別学級編成を敷く場合は、英語、数学でも同一授業内で単一の教科書が使われることになる。

また、初等学校において、トピックを中心とした総合学習をする場合、教師の工夫により様々な教材が使われる。

### 3) 採択

授業を担当する教師が、校長や教科の責任者との相談の上で、どの教科書を使用するかを決定する。各出版社は全国的な展示会や各地域の展示会、あるいは各学校へ出向いてデモンストレーションする。教師はそれらを見てどの教科書を採択するかを決める。

### 4) 有償／無償， 給与／貸与

公費によって維持運営されている公立・公営の義務教育学校では、教科書は無償貸与制となっている。原則的には、教室に備え付けられており、家に持ち帰ることはない。ただし中等学校の場合、特に GCSE 試験など外部試験のための準備が必要になる 14 歳以降では、貸与されて家庭に持ち帰るか、または個人で別個に購入することもある。日本の私立学校に相当する独立学校の場合は、義務教育段階でも有償である。

### 5) その他

イギリスの教科書は、写真がふんだんに活用されたカラフルな体裁のものもあれば、白黒のワークブックのようなものもあり多様である。貸与制であることから、児童生徒が教科書に書き込むことは許されない。

教科書は、基本的に教室内でのみ使うこと、すなわち教師の指導の下で使うことを前提として作られているので、基本的には児童・生徒の自学自習を想定していない。

教科書は出版社の編集者が企画し、教員経験のある執筆者がグループで執筆することが一般的である。

教材の一部が電子化される傾向が目立ってきている。例えば、テキスト全文と課題や画像、映像資料がつけられた CD-ROM が教科書とセットになっているものがある。これは、インタラクティブ・ホワイトボード（いわゆる電子黒板）が各学校に急速に普及したことも関係している。インタラクティブ・ホワイトボードは、パソコンからの画面を映し出すとともに、ボード上をタッチすることで操作ができる。教科書のテキスト全文が CD-ROM に入っていることにより、教室の中でホワイトボードにそれを映しながら授業をすすめることができる。また、インターネットを利用して教材を学校に供給する会社もでてきている。これにより、例えば初等学校などでトピック学習を行う場合、多様な教材が必要であることに対応できるサービスが提供されている。

## II. 教科書制度と教育事情

### (3) 義務教育以後の教科書

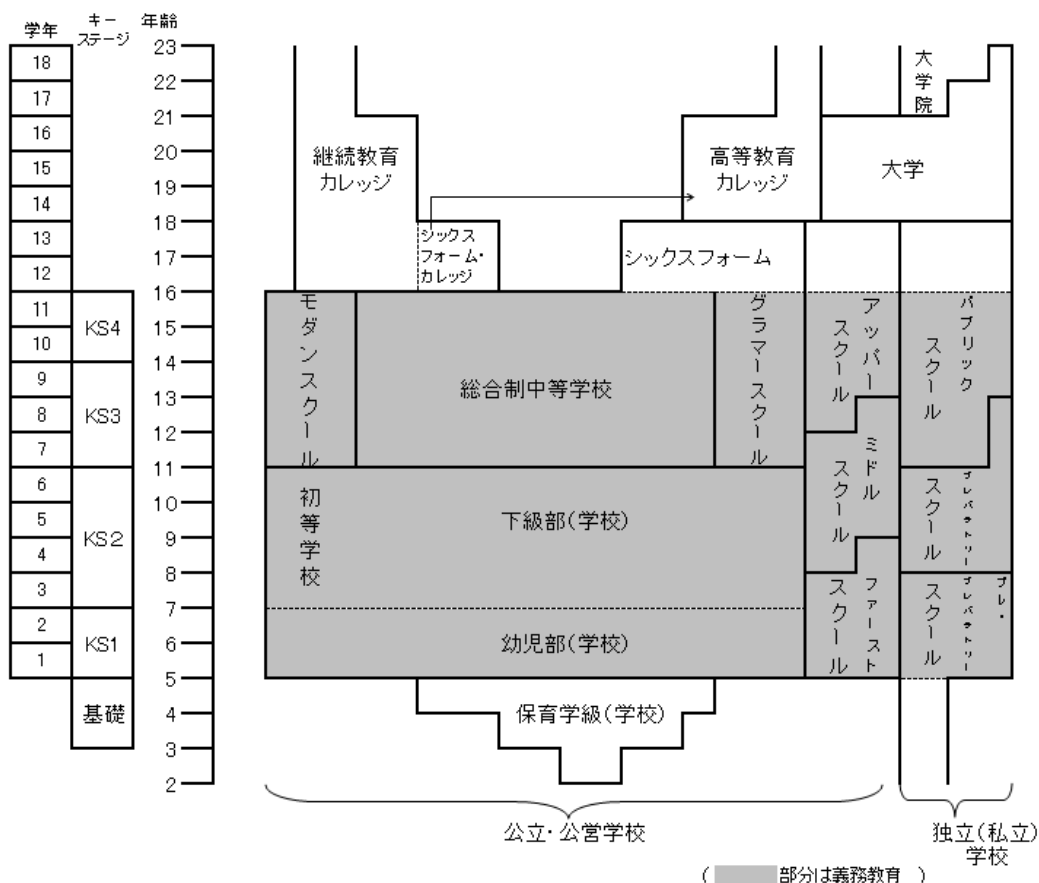
シックスフォームにおいては、外部試験の科目を対象とした授業が行われることが多い。教科書を用いる場合は、それらの試験に対応したものが使われる。ただしそれは、必ずしも試験団体に特定された単一の教科書を使用するというわけではない。試験団体によっては、試験準備のための学習に有効な推奨図書のリストを公表している。したがって教師は、それらも参考にしつつ必要に応じて教科書やドリルを選定することになる。

授業で教科書を使用する場合は、生徒負担となる。ただし、16～18歳の生徒が勉学を続ける場合は、一定範囲内の収入の家庭の場合、週に£30（約4,100円）<sup>1</sup>の範囲で政府から教育継続手当 Education Maintenance Allowance (EMA) を本人が受け、教科書代などに当てることができる。義務教育段階のものとは違い、生徒負担で購入されていることから、生徒は教科書を家に持ち帰ることができる。

#### 【注】

1. 日本円は平成21年2月20日の為替相場を参考に、£1=138円で換算した。

イギリスの学校系統図



(文部科学省『諸外国の初等中等教育』2002年をもとに筆者作成)

(新井浅浩)